

## 金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 12 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IASPlus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [<凡例>](#) をご参照ください。

### <今月のハイライト>

#### ◆金融商品

##### ■ [ESMA が欧州域内銀行の予想信用損失に関連するレポートを公表](#)

欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority：ESMA）は、欧州域内の銀行の 2020 年度の開示を分析し、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の予想信用損失（Expected Credit Losses：ECL）の適用に係るレポートを公表しました。本レポートでは、ECL に関連した情報を取扱い、将来予測に用いるシナリオ数や発生確率の傾向等が分析されています。

#### ◆保険契約

##### ■ [IASB が「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始－比較情報」（IFRS 第 17 号の修正）を公表](#)

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」と IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始時に表示する比較情報の有用性を企業が改善することを可能にする「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始－比較情報」（IFRS 第 17 号「保険契約」の修正）を公表しました。

### <今月の記事一覧>

カテゴリー	発信元 (※1)	記事のタイトル (※2)
金融商品	【ESMA】	<a href="#">欧州の銀行の予想信用損失に関連する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に関するレポートが公表されました。</a>
	【EBI】	<a href="#">欧州域内銀行の COVID-19 に関する財務諸表の開示をまとめたワーキング・ペーパーが公表されました。</a>
保険契約	【IASB】	<a href="#">IASB は、「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始－比較情報」（IFRS 第 17 号の修正）を公表しました。</a>
	【DTT】	<a href="#">「IFRS in Focus - IASB は、IFRS 第 17 号の経過措置を修正する」が掲載されました。</a> <a href="#">保険ウェブキャスト『保険料の返戻に係る会計処理』が掲載されました。</a>

全般	【DTT】	<a href="#">「IFRS in Focus — Closing out 2021」が掲載されました。</a>
会議	【IASB】	<a href="#">2021年12月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。</a>
ワーク・プラン	【IASB】	<a href="#">IASBがワーク・プランを更新しました – 変更点の分析（2021年12月の会議）</a>
コンバー ジェンス	【ASBJ】	<a href="#">第470回企業会計基準委員会の概要が公表されました。</a>
		<a href="#">第469回企業会計基準委員会の概要（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」に関する審議を含む）が公表されました。</a>
		<a href="#">「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」が改訂されました。</a>
その他	【ASBJ】	<a href="#">実務対応報告公開草案第62号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」が公表されました。</a>
	【EFRAG】	<a href="#">EFRAGがIASBの公開草案「IFRS基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案）」に関するフィールドテストの概要を記載した報告書を公表しました。</a>

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

## < 記事本文 >

### ◆金融商品

（2021年12月15日）

[【ESMA】欧州の銀行の予想信用損失に関連するIFRS第7号「金融商品：開示」及びIFRS第9号「金融商品」の適用に関するレポートが公表されました。](#)

欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority：ESMA）は、欧州の銀行におけるIFRS第7号「金融商品：開示」及びIFRS第9号「金融商品」の予想信用損失（Expected Credit Losses：ECL）に関連する要求事項の適用に係るレポートを公表しました。ESMAは、本レポートの中で要求事項を概観した上で、これらの遵守状況、比較可能性及び透明性に改善の余地があるとの見方を示しています。

本レポートは、欧州内の21法域の44行を対象に、それらの2020年期に係る開示を分析した結果が取りまとめられています。以下の領域に言及され、中にはシナリオ数や発生確率の傾向といった詳細な点まで分析が及んでいます。

- ECL開示の一般的な見方
- 信用リスクの著しい増大（Significant Increase in Credit Risk：SICR）の評価
- 将来予測情報（その例として後段に二つの図表を掲載しております。）
- 引当の変化の説明
- 信用リスク・エクスポージャーに関する開示の透明性
- ECL感応度分析の開示

Figure 5: Number of scenarios used by the banks in the sample (% of banks disclosed)

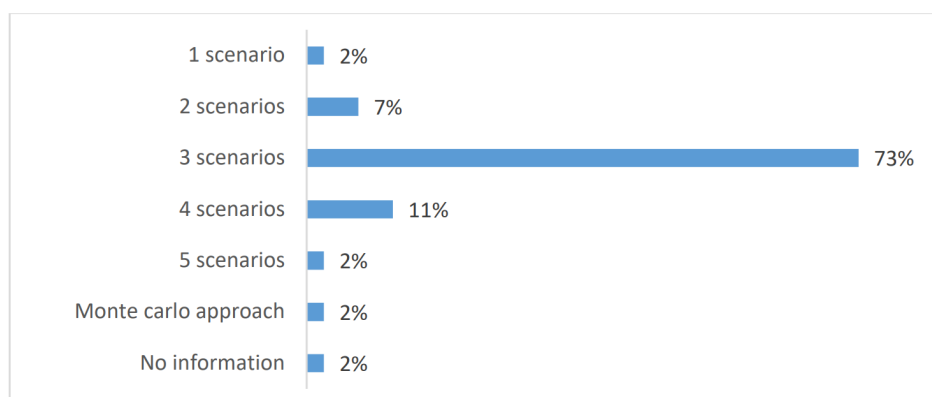
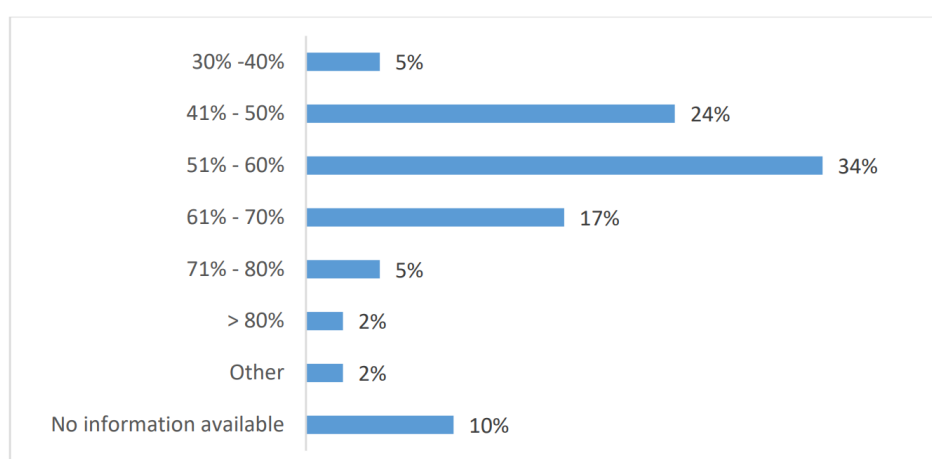


Figure 6: Baseline scenario weightings used by the banks in the sample (% of banks disclosed)



(上記グラフは本レポートより抜粋。図 5：ECL におけるシナリオ数、図 6：ECL におけるベースラインシナリオのウェイトが示されています。)

ESMA は、2022 年に行われるであろう IFRS 第 9 号「金融商品」の減損の要求事項に関する適用後レビューに係る情報要請に対応して、本レポートにおける研究を活用する予定です。

プレス・リリースは[こちら](#) (ESMA のウェブサイト)

ESMA レポートは[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021 年 11 月 29 日)

[【EBI】欧州域内銀行の COVID-19 に関する財務諸表の開示をまとめたワーキング・ペーパーが公表されました。](#)

欧州銀行協会 (European Banking Institute : EBI) は、欧州の銀行規制と監督に関して研究を進め、ワーキング・ペーパーを公表しています。ワーキング・ペーパー・シリーズの一環として、本ペーパーでは、欧州域内銀行の 2020 年度及び第 2 四半期の COVID-19 に関する財務諸表の開示をまとめています。

本ペーパーの信用リスクの開示セクションでは、2020 年度財務諸表における ECL と信用リスクの感応度に関する開示が第 2 四半期財務諸表に比べて増加する一方、感応度に最も影響する要因の開示が不十分である点等も分析されています。

EBI のワーキング・ペーパーの概要と本紙は[こちら](#) (SSRN のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆保険契約

(2021年12月9日)

[【IASB】IASB は、「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 – 比較情報」\(IFRS 第 17 号の修正\) を公表しました。](#)

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」と IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始時に表示する比較情報の有用性を企業が改善することを可能にする「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 – 比較情報」(IFRS 第 17 号「保険契約」の修正) を公表しました。

当記事の日本語訳は[こちら](#) (トーマツのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年12月15日)

[【DTT】「IFRS in Focus - IASB は、IFRS 第 17 号の経過措置を修正する」が掲載されました。](#)

当ニューズレター (全 5 ページ) は、2021 年 12 月 9 日に IASB が公表した「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 – 比較情報」(IFRS 第 17 号「保険契約」の修正) について解説しています。

当ニューズレターの日本語訳は[こちら](#) (トーマツのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年12月2日)

[【DTT】保険ウェブキャスト『保険料の返戻に係る会計処理』が掲載されました。](#)

当ウェブキャスト (約 21 分) では、IASB の保険プロジェクトに関する最近の動向について報告し、主に次の内容について説明しています。

- 保険料の返戻
- 設例 – 保険料の返戻に係る会計処理
  - 保険料の払戻し
  - 無事故戻し
  - 実績払戻し
- 実務上の考慮事項

当ウェブキャスト資料の日本語訳は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆全般

(2021年12月14日)

[【DTT】「IFRS in Focus – Closing out 2021」が掲載されました。](#)

当ニューズレター（全 19 ページ）では、2021 年度の総括として、規制上の重点分野、現在の経済環境、または会計基準の変更起因する 2021 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に関連する財務報告の留意事項を説明しています。気候変動や COVID-19 が財務報告に与える広範な影響について会計領域ごとに記述するとともに、他の重要領域として金利指標改革やキャッシュ・フロー計算書等の留意事項も記載されています。

当ニューズレターの日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆会議

(2021年12月20日)

[【IASB】2021年12月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2021年12月14日から16日にかけて開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

### ■ [資本の特徴を有する金融商品](#)

（暫定決定）

- IAS 第 32 号「金融商品：表示」について、下記の修正を提案することを決定した。
  - 条件付決済条項を有する金融商品は複合金融商品となりうることを明確にする。
  - 偶発的事象が生じた場合に即時の決済が必要となる可能性がある条件付決済条項を有する複合金融商品の負債部分は、その条件付の義務の全額で測定されることを明確にする。
  - たとえ入金額全額が当初に複合金融商品の負債部分に配分される場合であっても、発行者の裁量で行われる支払は資本に認識されることを明確にする。
  - 第 25 項（b）の「清算」という用語が、企業が永久に取引を停止するプロセスを開始した時期を指すことを明記する。
  - 第 25 項（a）に記載されている条件付決済条項における契約条件が「真正なものでない」かどうかの判断は、単に確率に基づく評価によるものではないことを明記する。
  - 企業に適用される法律が金融商品の契約条件に与える影響については、次の事項を考慮する。
    - 契約に明記されている条件のうち、適用される法律で設定されている権利及び義務に対して追加となるもの、又はより具体的な権利及び義務を生じさせるもの。
    - 適用される法律のうち、契約上の権利又は契約上の義務の強制可能性を妨げるもの。

### ■ [基本財務諸表](#)

（暫定決定）

- 通例でない収益及び費用

- 「通例でない収益及び費用」の定義をどのようにするのかを探求すること、「通例でない収益及び費用」の定義から「予測価値が限定的」への言及を削除し、基準書において、それは通例でない収益及び費用の唯一の特徴ではなく、必要な特徴を明確化することを決定した。
- 「通例でない収益及び費用」の定義の適用指針を開発し、「通例でない収益及び費用」は将来において予想される収益及び費用と種類又は金額において異質である可能性があることを明確化すること、他の基準書における将来の取引及び他の事象の評価についてのガイダンスが役立つこと、収益又は費用が予想される将来の収益又は費用に類似しているかどうかを検討するにあたり当該収益及び費用の特徴を考慮する旨の説明を追加すること、を決定した。
- 投資区分に分類される収益及び費用
  - 投資区分に分類される収益及び費用に関して、個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産から生じる収益及び費用を、企業が投資区分に分類するという提案を維持することを決定した。
  - 投資区分に分類された収益及び費用について、公開草案で提案した適用指針を維持することを決定した。
  - 売却目的保有に分類された個別の資産又は処分グループから生じた収益及び費用、企業結合から生じる収益費用は投資区分には分類されないという適用指針を追加することを決定した。
  - 負のリターン（不利な為替レート又はマイナス金利から生じるものなど）は、当該資産から生じる正のリターンと同じ区分に分類される等を適用指針に追加することを決定した。
  - 関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用は投資区分に分類することを決定した。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

なお、IASB による当会議の議事録（IASB Update）は、[こちら](#)（IASB のウェブサイト）に掲載され、ASBJ による IASB Update の日本語訳は、[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆ワーク・プラン

（2021年12月17日）

[【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析（2021年12月の会議）](#)

2021年12月のIASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

- リサーチ・プロジェクト
  - のれん及び減損：プロジェクトの方向性に関する決定予定を2022年下半期に変更（変更前：2022年第2四半期）。
  - 動的リスク管理：プロジェクトの方向性に関する決定予定を2022年第2四半期に変更（変更前：2022年第1四半期）。
  - 共通支配下の企業結合：ディスカッション・ペーパーのフィードバックの議論の予定を2022年1月に変更（以前は2021年12月）。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）  
掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆コンバージェンス

（2021年12月24日）

### [【ASBJ】第470回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJ は、2021 年 12 月 20 日に開催された第 470 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 改正実務対応報告公開草案「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」
  - 改正実務対応報告公開草案「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」について公表することが承認されました。
- IASB 情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」へのコメントの検討
  - IASB 情報要請「適用後レビュー-IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」の概要、本情報要請に関して寄せられた主な意見及びコメント・レターの文案について説明がなされ、審議が行われました。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年12月10日）

### [【ASBJ】第469回企業会計基準委員会の概要（「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」に関する審議を含む）が公表されました。](#)

ASBJ は、2021 年 12 月 3 日に開催された第 469 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」
  - 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、仮に実務対応報告第 40 号を改正する場合の文案の方向性及び実務対応報告第 40 号の改正案並びに「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案について説明がなされ、審議が行われました。審議の結果、可能であれば、次回の委員会において公開草案の公表承認に関する審議を行いたい旨が説明されました。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年12月6日）

### [【ASBJ】「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」が改訂されました。](#)



ASBJ は、日本基準及び修正国際基準（IFRS と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の開発に関する検討状況、及び今後の計画の改訂を公表しました。

< 主な改訂点 >

- 2020 年 9 月 29 日に公表した実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」における金利指標置換後の取扱いについて、適用期限を 1 年間、延長することを検討していましたが、2021 年 12 月に公開草案を公表することを目標としている旨が明記されました。

改訂された今後の計画は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆その他

（2021 年 12 月 24 日）

[【ASBJ】実務対応報告公開草案第 62 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」が公表されました。](#)

ASBJ は、2020 年 9 月 29 日に公表した実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、金利指標置換後の会計処理に関する適用期間の延長等を含む内容が含まれた公開草案を公表しました。コメント期間は 2022 年 2 月 24 日までとしています。

公開草案の概要は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 12 月 17 日）

[【EFRAG】EFRAG が IASB の公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」に関するフィールドテストの概要を記載した報告書を公表しました。](#)

EFRAG は過去数か月にわたり、IASB と連携して、IASB の公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ」についてフィールドテストを実施し、このフィールドテストの概要を記載した報告書（全 22 ページ）を公表しました。

報告書は[こちら](#)（EFRAG のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)



< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)

FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポート・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)

KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

## <お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 ([kyo.sakata@tohmatsu.co.jp](mailto:kyo.sakata@tohmatsu.co.jp))、小口敬 ([kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp](mailto:kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp))、

谷口智哉 ([toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp](mailto:toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp))



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.